

平成 27 年度第 2 回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	平成 27 年 11 月 4 日（水） 14：00～16：00
場 所	クリエイション・コア東大阪南館 3 階 研修室 B C
出席者	<p>（東大阪市住工共生まちづくり審議会委員） 植田委員、笠井委員、加茂委員、北田委員、古結委員、濱田委員、森下委員、森本委員 （欠席） 西村委員、松尾委員</p> <p>（住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員（説明員として出席）） 経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、固定資産税課 杉本課長、都市計画室 藤埜室次長、住宅政策室 藤田室次長、建築指導室 立神室長</p> <hr/> <p>（事務局） モノづくり支援室 巽室次長、中川主任、豊増主任、淡路係員</p>
案 件	<p>（報告案件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見募集について 2. 都市計画手法の適用にかかる進捗状況について <p>（審議案件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について <p>（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度第 3 回東大阪市住工共生まちづくり審議会について
会議の公開及び傍聴人の数	公開／傍聴人 0 名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>○（事務局）開会の挨拶、会議成立の確認、配布資料の確認</p> <p>○報告案件 1：住工共生のまちづくり推進に関する施策等の実施状況の公表および意見募集について （事務局）資料 1-1、1-2、1-3 に沿って説明（資料：住工共生のまちづくりの取り組みパンフレット・チラシ、モノづくり相談窓口パンフレットを用いて補足説明） （会長）この内容については資料 1-1 の裏面にある東大阪市住工共生のまちづくり条例第 20 条に基づき、実施状況を公表したものである。ところが、市民の皆さんからの意見の提出はゼロであった。そこで、ヒアリングを行って何人かの方からご意見をいただくという形をとった。この件について、ご質問、ご意見をいただきたい。 （委員）住工共生のまちづくりの取り組みパンフレットにおける建築主の皆様</p>

へというチラシについて、宅地建物取引業の皆様への方は条例第18条と書かれているが、こちらは何を背景にして書かれているのか。

(事務局) こちらは必ずパンフレットとセットでお渡ししている。パンフレットについて説明したうえでチラシをご覧いただく。条例の主旨はパンフレットに記載されている。

(委員) 書類というものは常にセットであるものではなく、貰った人がバラバラにしたり、これだけをコピーして人に渡すこともあるわけだから、単独で伝わるものにしないで、条例は記載すべきではないか。

(事務局) 改善していきたい。

(委員) ヒアリングの際、市の方から何か説明しているのか。それとも聞いているだけなのか。

(事務局) 一定のご説明をしている。

(委員) どのように説明しているのかを聞きたい。工業地域はこういう地域ですよといった、条文に書いていることを説明するのは比較的出来るが、それがどういう仕組みを世の中にもたらし、何を狙っているかは難しい話なので、話に深みが無いと、なかなか理解してもらえないのではないかと。それから、最後の意見にあった一筆をとるなどの対策が必要なのではないかと。ことだが、建築が出来るというのは法に則った正当な権利なので、一筆をとるということは不当であるというのが基本的な解釈である。そこをきちんとと言わないと、行政の努力義務が足りないと思われるとまずいのではないかと。

(事務局) あくまで、これぐらい厳しい気持ちで行政は臨むべきではないかという意見として理解している。

(副会長) 宅地建物取引業者や建築主への説明が始まってもう2年ぐらいになるかと思うが、効果は出ているのか。

(事務局) 実例として工場の横に住宅を建てる際に工場側が事前に防音対策をしたり、住宅側ディベロッパーが防音壁を設置したりということもあり、ある程度の効果は出ている。

(委員) 言葉で理解するのと、実際に生活して体験するのとでは違うし、また夏場と冬場では音の感じ方も全然違うので、なかなか難しい話である。

(会長) 資料1-2の実施状況において相談や協議等の件数が書いてあるが、この数字についてどう考えているのか。以前より増えているのか。

(事務局) 開発指導部局、建築確認部局と連携をとりながら連携を進めることで件数が増えている。

(会長) ルールが出来たことによって、事前協議や相談が増えているのか。積極的に捉えて良いのか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) せっかく条例で実施状況を公表するように定められているので、今後も生かしていかなくてはならないが、レスポンスが弱いという状況が依然として続いているので、この点については今後も何らかの形で改善していかなければならない。

○報告案件2：都市計画手法の適用にかかる進捗状況について

(事務局) 現在、水走地区については関係部局と相談しながら進めているところであるが、ヒアリングだけではなく地元の意見交換会なども並行して行っ

ていくことを検討している。高井田地区については市の土地が数多く占めているが、その所管している部局も複数にまたがっているため、庁内調整を行いながらエリアなども含めて検討している。具体的な動きについては今月から地元に入っていくことを考えているが、今はまだその前段階である。

(会長) この2つの地区については都市計画手法の適用によって進めていくことが前回の審議会で決まっているが、それぞれの地区でやり方が違うという前提で進められている。まだ具体的なことは決まっていないが、今年度中にある程度のところまでいく予定で手筈を整えているということである。今年度中にどこまで進むのか。

(事務局) 来年の3月末までに一定の地元合意を取り付けていきたい。現在のところ、水走地区は特別用途地区、高井田地区は地区計画を目指しており、それに向けた合意形成を取り付けたいと考えている。これは規制的な内容となるので、それに対する支援策も一緒に盛り込みながら説明していく。

(会長) この件について、ご質問、ご意見をいただきたい。

(副会長) 先日の見学会で現地を見せていただいたが、水走地区で住宅を規制するような都市計画は今後行政が展開していくモデルケースとしての役割なのか。それとも、これだけで打ち止めなのか。

(説明員) 水走地区は特別用途地区の手法を用いるが、この特別用途地区という制度は土地利用でその場所だけ特別に適用するものであるもので、全く同じ内容で違う場所に適用することは考えていない。水走地区は非常に空き地が多く、空き地は駐車場や農地として利用されているが、その部分に関して他と比べて特別であるということで、この施策を展開していくことになる。当然、住工共生のなかで市域全体的に緩やかな用途純化を図っていく、所謂、工場が集まるところには工場を、住宅が集まるところには住宅をとというような形で緩やかに進めていく施策を全体的には適用するが、今回の水走地区で展開していくことは水走地区だけという形である。

(副会長) スポット的なものであるとすると、住工共生のエリアは広いので、建築主や宅地建物取引業者への指導や、場合によっては計画上の負担を求めると、住宅を開発すれば高く付くような仕組みを上手く考えていかないと、どうしても1回限りの形になってしまうのではないか。

(説明員) 特別用途地区というのは都市計画法上、強制的に規制をはめる形になる。当然、財産権は日本国憲法で保障されているので、憲法で保障されている内容を法律で規制するという、非常に限られた手法を用いることになる。よって、例えば東大阪市のモノづくり推進地域に住宅を建てる場合はこういうことをしなければならないということに関しても、同じような課題が付き纏ってくるかと思うが、そこは法制度の改正や市独自の条例制度の策定で解決していかなくてはならない。

(委員) 特別用途地区は特殊な仕組みであり、地域を限定してこれだけではできませんよという話なので、これを広くモノづくりの推進に利用することにはなかなかならない。よって、もっと広範に使える仕組み、汎用性のある仕組みをベースにした仕組み作りが必要である。混合地域の土地利用を安定させるのは至難の業であり、今回は特殊な形で行うが、高井田の地区計画はそれほど特殊ではないので、高井田のような仕組みを作っていくのが良い。もう一つ、東大阪市内ではこの指定された地域を何とかすれば行政としては第一義的に仕事は終わるが、日本全体で考えたら、東大阪が今やっていることは

かなり先を行っている、注目されている仕組みなので、単に東大阪だけの話が処理できれば良いかと言えばそうでもない、そういう意識ではやってほしくない。他でも適用できるように考えてほしい。

(会長) 水走と高井田では進め方も手順も違えば進捗の仕方も違うが、どちらも今年度中にある程度は進めていくことになっているので、その都度進捗状況を報告していただく。またそれぞれの地区の指定の範囲や地権者の状況もこれから影響していくので、その点についても報告していただき、議論していく。

(委員) 条例で規制するというのも1つのやり方だが、門真市のように何かしらのモデルケースを作って民間にアプローチしていくやり方もありうるのではないか。例えば宅地建物取引業者が自らの利益を優先するのは当然だが、そこをあえて不動産業者などと協力して、ある一定の地域において、その業者に委託をして地権者の利害調整の役割を果たすとともに、その開発も委ねて宅地建物取引業者の利益も図るというようなモデルケースを考えることも大事ではないか。今後、条例で規制するという側面とは別にケーススタディというような形で検討していく必要があるのではないか。

(事務局) 当然、特別用途地区を受けてそこに住宅規制、あるいは製造業を集積するための仕組みが出来ても、中身が伴わなければモノづくりの集積とはならないので、ご意見を承りながら、実際に特別用途地区を設定した後にいかに集積させていくのか、その仕組み作りが重要なので、またご意見を頂戴したい。

(会長) 私も関東のある市で工場用地をどうするのかを議論する場に居るが、条例があり、方向性が決まっているとやりやすい。しかし、それが無いところでは工場用地を残したいという雰囲気の中で議論しているが、実際には何も手を出せないという状況が多い。東大阪にはこの条例があるというのがかなり大きく、その手順も決まっているということも大きい。これからこの基準に則って一つずつステップを積み上げながらやっていくことはすごく大事である。ただ、全国のモデルになることを常に意識する必要は必ずしも無いが、結果としてそうなっていることは自覚しておく必要はある。

○審議案件1：住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について

(事務局) 資料2-1、2-2、2-3に沿って説明

(会長) 具体的な目的としては、そろそろ平成28年度の予算を決めていかなければならないということで、それについて我々の意見を取り纏めておきたい。その前に、この件についてご質問、ご意見をいただきたい。

(委員) 資料2-1の住工共生まちづくり活動支援補助金について、予算額が10万円で高井田まちづくり協議会への補助予定額が5万円ということは、他に申請が無ければ、その時点で10万円になることを意味しているのか。

(事務局) 高井田まちづくり協議会から実際に申請があったのが5万円ということである。

(会長) これはもう終わった事業なのか。

(事務局) 最終的に2月末頃まで続く事業である。

(会長) 終わるまでお金は支払わないのか。

(事務局) 事業終了後、決算報告をしていただいてからお支払いする。

(会長) これだけのことを予算15万円でやっているのか。

(事務局) 従前は10万円の予算でやっていたのを、今回は補助金で3分の1を使えるので15万円に増やして行っていると聞いている。

(会長) 住工共生コミュニティ活動支援補助金について、近隣地域というのはどの程度までを想定しているのか。今までに出てきたものはどうなのか。

(事務局) 一番最初にご利用いただいたケースでは小学校を借りて行ったので、小学校や幼稚園に対してアナウンスをしたと聞いている。

(会長) ということは小学校区くらいか。

(事務局) そうである。

(会長) 大阪市でもこういったことをやっているが、大阪市では区レベルでやるのが最近増えている。平野区、生野区、港区、淀川区辺りで区役所も噛んでやっている。東大阪だと、企業にとって周辺地域やコミュニティというのはどこを指すのか。小学校区、中学校区ぐらいがコミュニティなのか、それとも、もうちょっと広い範囲で考えていったら良いのか。大阪市はまちが大きいので区が一つのコミュニティとして考えやすい。高井田は分かりやすいが、他の地域は無いのではないか。

(事務局) 行政で言えば7つの地域があるが、企業にとっては地元の自治体あるいは校区が考えられる。

(会長) 企業にとってはコミュニティといっても考えづらいのだろう。

(事務局) 予算的にも20万円までで、またイベントには人手も必要で準備も大変なので、それほど大規模にされるといっては無いと考えている。

(会長) 今年の申請もエリアは小学校区くらいか。

(事務局) 地域の小学校、自治会に声掛けをしていると聞いている。

(委員) 資料2-1の相隣環境対策支援補助金について、申請は何件くらいあるのか。決定したのが2件とか6件というのはイメージ的に凄く少ないと思う。もっと大量に申請があるように思ったが。

(事務局) 相談件数はたくさんあるが、補助金を交付する基準に達するのかということもあり、相談で終わっているケースも多い。

(委員) 皆さんがあまりご存知ないということもあるのかもしれない。

(事務局) 公害対策課が市民の苦情の窓口となっており、連携を取りながら補助金の説明をしているので、ピンポイントで必要としている企業にはご説明できているのではないかと考えている。

(委員) 相談があっても条件に満たなかったということだが、その条件が何なのかということをきちんと整理してもらいたい。そのことが、この制度を改善する際の大きなアイデアになる。でないと、なかなか件数は増えない。

(委員) 2件とか6件となると、単なる日常の相隣関係のいざこざではないか。東大阪市で物凄く多くて重点的にやる施策というよりは、大阪市や京都市など、どこにでもあるようなものに思えてしまう。また、住宅はお金をかけないと対策が取れないという訳ではなく、一方で工場は対策に物凄くお金がかかると思うが、もう少し少ない金額でたくさんの件数をお手伝いできるようなことが出来ないだろうか。この資料の枠だけでは全てを理解は出来ない。どういういざこざがあって、どんなことにお金を使ったのかという中身が分からないと、意見が言いにくい。

(委員) 実はこの補助金を使わせていただき、防音壁を設置した。工場なので、そこそこの費用がかかるのは事実だが、おかげさまで苦情も収まって凄く助かった。それでこの件数を見て、よほど皆さんがご存知ないのかハードルが

厳しかったのかと思う。他の工場も苦情は抱えていると思うので、あまりハードルを上げずに使えたら良いのではないか。

(委員) 予算は余った方が良いのかもしれないが、目的に照らし合わせた時にハードルが低い方が、少額できめ細やかな対応というのもありえるのではないか。

(事務局) 前回の審議会で具体例は資料で提出させていただいたが、一番安いケースだと交付金額が37万円弱というものもある。ただ、補助金があっても企業にとっては一定の持ち出しがあり、安い金額でもないので、企業側の予算や基準など色々な条件の関係でなかなか申請まで至らないこともある。しかし、相談中のものもたくさんあり、大きな工事だと1ヵ月や2ヵ月で終わるものではなく、1年以上じっくりと時間をかけて検討していくという事案もある。

(会長) 予算としては300万円×5件の1,500万円であり、3分の2の補助なので1件あたり450万円ぐらいを想定しているが、そこは上下があるので割とフレキシブルに対応している。少額の工事であれば予算の範囲内で件数を増やすことは可能であるというフレキシビリティを持った予算となっている。だから、もう少し件数も総額も増えてもおかしくはない。この補助金で問題を解決できる企業はおそらく多いと思うので、使っていただけるようにもっと積極的な声掛けを行政は行うべきである。今後この補助金を継続していくのであるならば、より有効に利用してもらわなければならないということは注文を付けておくべきである。

(委員) 対策の検討はどうしているのか。

(事務局) 対策は公害対策課と事業者で相談しながら進めている。建物の工事や機械の移転、音の大きな機械から音の小さな機械への買い替えなど、きめ細やかな対応をしている。

(説明員) 音の発生源や陳情者が困っていることなどをもとに、担当者が事業者とのヒアリングを通じて、コストも良く、また陳情者も納得するような対策を考えてから補助金の申請をするという流れになる。

(会長) 良い制度なのに件数が少ない。

(委員) この補助金は永遠に続くものなのか、それとも何年後かを見通しているのか。

(事務局) 相隣環境対策支援補助金は平成25年度にスタートし、平成26年度に5年度間の期限を設けて拡充を図った。その後に検証を行い、縮小、継続、拡充について検討するので、現行の拡充部分は5年度間実施していく。

(会長) それ以外の補助金についてはどうか。

(事務局) 工場移転支援補助金も拡充部分は5年度間実施し、検証を行う。コミュニティ活動支援補助金は当初から中身は変わっていないが、ある程度実施した後に検証をしていく。しかし、利用件数が少ないものについては早急な見直しも場合によっては必要である。

(会長) 相隣環境対策支援補助金と工場移転支援補助金の拡充部分は平成26年度から5年度間の実施で、モノづくり立地促進補助金は今年度で終了になるため、来年度どうするかということ議論していく。それ以外の補助金は期限を定めていないため、止めようと思えば来年からでも止められるし、永遠に続くかもしれないということである。大体は5年で必ず見直し、場合によっては5年以内に見直すこともある。次にモノづくり立地促進補助金につ

いて、実績額が書かれていないが、これは申請があっても立地や取得が終わらないと補助金が払えず、支払いが翌年度以降になることから、ここには書いていないということである。モノづくり立地促進補助金の拡充は補助期間を3年から5年にする。新しい設備投資の補助金は来年度すぐやるのではなく、平成29年度に新しい制度として設けたいということであるので、今後議論や調査などをやりながら決めていくようなので、今日の段階では意見があれば出していただきたい。相隣環境対策支援補助金については良い制度で有効に活用してほしいので、交付件数を増やして欲しい。交付金額に関しても予算を余らせるのではなく、ギリギリまで使ってもらうように様々なPRなどの働きかけが必要なのではないかといった意見であった。

(副会長) 資料2-3の設備投資の補助金は住工共生として考えていくのか、それとも一般的な中小企業振興の話なのか。

(説明員) どちらかと言うと、元気な企業をより元気にし、東大阪で頑張ってもらいたいという、一般的な中小企業政策になると考えている。

(会長) まだ先の話なので、最終的に両方共に機能していれば良いのではないかと。また、こちらの立場として必要かそうでないかを議論すれば良い。ただ、結構お金がかかる制度のようなので、2割補助だと予算額が20億円となり、絶対に無理だと思う。20億円は試算なので現実にそうなるとは限らないが、金額がかなり大きくなるであろうことは確かである。その場合、2割補助だとすると、例えば1件で30億円の投資をする企業があると、制度上はその企業に6億円の補助が与えられる可能性がある。そうではなく、数多くの企業が設備投資を出来るようにしていただきたいということであれば、上限を3,000万円にするなり、下限を2,000万円から1,000万円にするなどして、もっと中小企業が使えるような形に制度を組み替えることも出来るのではないかと。ただ、1つの考え方としては中核的な企業にしっかりしてもらうために、金額的には高い設備投資を支援することが大事という考え方もあるので、高い設備投資を認めるような制度があっても良いのではないかと意見もありうる。ただ、難しい話として、工場の設備に対する支援なら、東大阪で作ったものをどこか別のところへ持って行くことは出来ないが、設備投資に対する支援なら、夜にこっそり運んで他の市の工場に持って行ったり、場合によっては中国の工場に持って行くことも出来ないことはない。したがって、この設備投資に対する支援が東大阪に工場を残すことに繋がるかどうかは、ある程度監視のようなことが当然必要になってくる。そういったことも考えていかなければならず、ややこしい問題でもある。しかし、市長が公約で掲げて当選したので、ある程度はやらなくてはならない。やるためにはどうしたら良いのかを考えていく。

(委員) 資料2-2のモノづくり立地促進補助金に関して、事業所税相当分を補助金として交付する制度設計についてもう少し詳しく説明してもらいたい。

(事務局) 事業所税は大阪府で一律にかかっているものではなく、例えば八尾市や大東市には事業所税はかかっていない。やはり都市間競争の観点から、八尾市で工場を建てても事業所税はかからないのに、東大阪市ではかかるんですねといった話もいただいているので、何か事業所税を対象にした補助金は出来ないかと検討したものである。結局、法人では決算後2ヵ月以内に税金を納めなければならないとあるが、法人の決算は1年間どこにあるか決ま

っておらず、場合によっては例えば2月末決算という極端なケースなら年度をまたがって4月中の納付となると、そこから補助金の確定をし、2年以上経過してしまうことも考えられる。その中でどのような制度設計が良いか検討してきたが、事業者については人の問題と機械設備の問題があり、それが例えば流動的であるということが1つある。東大阪市では従業員が100人以上だと事業所税がかかってくるが、従前で50人居たところに、東大阪市内にまた50人規模の事業所を作り、合計で100人となると事業所税の対象となる。しかし、従前の人数と新しく増えた人数を把握できるのか、例えば従前が190人居て、新しく10人増えたけれども、新しい方は90人ですと申請されると、人の移動があるのかどうか、単に事業所税は100人居るかというのが分岐点になるので、新しい事業所が本当は何人なのかを把握できるのかといった、制度設計上の困難もあるため、今回は見送ったわけである。

(委員) もう一つ、固定資産税及び都市計画税の一定額とはどれくらいの割合なのか。

(説明員) 補足であるが、事業所税がかかるのは東大阪市内で従業員が100人、または面積が1,000㎡を超える床面積がある場合である。例えば、面積が500㎡の事業所に加えて新しく600㎡の事業所が建てられたとして、合計で1,100㎡となり、事業所税がかかる。この場合、補助金の対象とすべきは新規立地である600㎡の方であるが、東大阪市内分が確定しづらいなど、なかなか判断が出来ない問題もあり、今回は見送らせていただいた。もう1つの質問についてだが、これはモノづくり立地促進補助金の補助対象の積算がこれだということである。土地所有者、建物を建てた人、そこで製造業を営む人の3者がいて、土地所有者は土地の分の固定資産税及び都市計画税の2分の1、建物を建てた人は建物の分の固定資産税及び都市計画税の2分の1、そこで製造業を営む人は土地と建物の分の固定資産税及び都市計画税の2分の1が対象となり、全部を合わせると土地及び建物の分の相当額をこの3者で分け合うという形になる。それが、多くは製造業者が1者で全てを行うので相当額を交付するという制度になっている。

(委員) 説明では相当額と言っているが、こちらには一定額と書かれている。

(説明員) 一定額というのは補助対象者を分解した時にそれぞれ2分の1で一定額になるということである。3者を1者で行う場合は相当額になる。

(会長) これは従前と変わらないか。

(説明員) 従前どおりである。

(会長) 変更するのは補助期間が3年から5年に長くなるということであり、5年にするのは他都市との競争上の理由である。

(委員) 法人市民税はどうなのか。

(説明員) 法人市民税については儲かっている企業がたくさん納めるので、立地促進という要素で考えた時に最初に予見性をどれだけ確保できるか、東大阪に立地することによってどういうインセンティブがあるのか、それが自社にとってどうなのかというのが立地を決定する要因としては大きい。その時に八尾市や大東市などと比較してどうなのかというポイントが重要ではないかと考えている。法人市民税は変動要素が非常に大きいので、我々としては現段階では補助対象とはせずに、あくまでも立地をした時の立地のパターンで見るという考えで組み立てている。

(会長) モノづくり立地促進補助金はこれまでにどれくらい使われているのか。

(事務局) 過去10年間の実績で、金額は3億6,000万円、立地企業数は30社となっている。

(会長) これについて、補助期間を5年間に延長して新たにやっていきたい、実質、拡充の形で予算化していきたいということである。我々も意見を反映させていきたい。

(委員) 5年というのはどういう意味を持つのか。

(説明員) 都市間競争を非常に意識している。近隣の都市で5年という数字が挙がっているので、それと比較した時に少なくとも年数を合わせていこうという考えになった。必ずしも5年でなければならないというわけではないが、少なくとも5年というのは勝ち抜いていくうえで必要な数字であると認識している。

(委員) 設備投資の補助金について、目的の所が2行で書かれているが、ここはもう少し力を入れるべきではないか。皆から集めた税金を私的企業に投入することになるので、どういう目的でどういう理由があってという皆が納得できるようなものが無いと、たった2行では弱い。

(会長) これはおっしゃるとおりである。市民目線で見ただけで企業を優遇するというわけにはいかない。なぜ必要なのかをもっと検討していただきたい。それについては今後議論していく。資料2-3については今後の話なので、今日の段階では意見を出していただくだけである。他の点についてはもう予算の審議に入っていかななくてはならないということなので、今のうちに言えることは言っておかなければならない。モノづくり立地促進補助金については拡充の方向で良いとまとめてよろしいか。なぜ5年なのかという根拠についてはなかなか難しいところもあるが、他都市との競争のなかで、他都市が5年ということを出してきているなら、東大阪市としても5年と出すのが良いのではないかとということである。これは財政との調整はどうか。

(説明員) これからである。

(会長) それではとりあえず5年という拡充の方向でやっていただきたい。もう1つ拡充となっているのは、住工共生まちづくり活動支援補助金であるが、これは金額の拡充なのか。

(事務局) 現在は事業補助として実施しているが、これをもう少し扱いやすい形で検討している。例えば、運営補助である。

(会長) 金額はどれくらいか。

(事務局) 30万円で検討している。

(会長) 10万円を30万円に、3倍にすると。結構大きい。ただ、条例の推進という点ではまちづくり協議会には頑張ってもらわないといけないので、サポートとしてできるだけ補助していきたいということの良いのではないかと。皆さんよろしいか。では、基本的にはこの案でやっていただくということであるが、いくつか注文が出てきたところについては対応の方をよろしくお願いしたい。

○その他1:平成27年度第3回東大阪市住工共生まちづくり審議会について
(事務局) 次回の審議会について、来年の2月頃に開催予定である。開催日が

	<p>確定次第、連絡をさせていただく。 (会長)最後に1つ注文を付けておくと、会議の場で条例の文章はあった方が 良いので、毎回配布してもらいたい。他にはよろしいか。それでは、以上を もって本日の会議を終了する。</p> <p>～閉会～</p> <p>～以上～</p>
--	---